

沿岸広域振興局長告示第64号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年7月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安家玉川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字茂井国有林12林班い小班地先内	新	m 42.9~17.7	m 249.5
	旧	26.2~9.2	249.5

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成26年7月29日から同年8月29日まで